



使用料改定に係る説明会の様子  
(11月11日北部地区生涯教育センター)

使用料改定に係る説明会については、  
町ホームページに詳細を掲載しています。



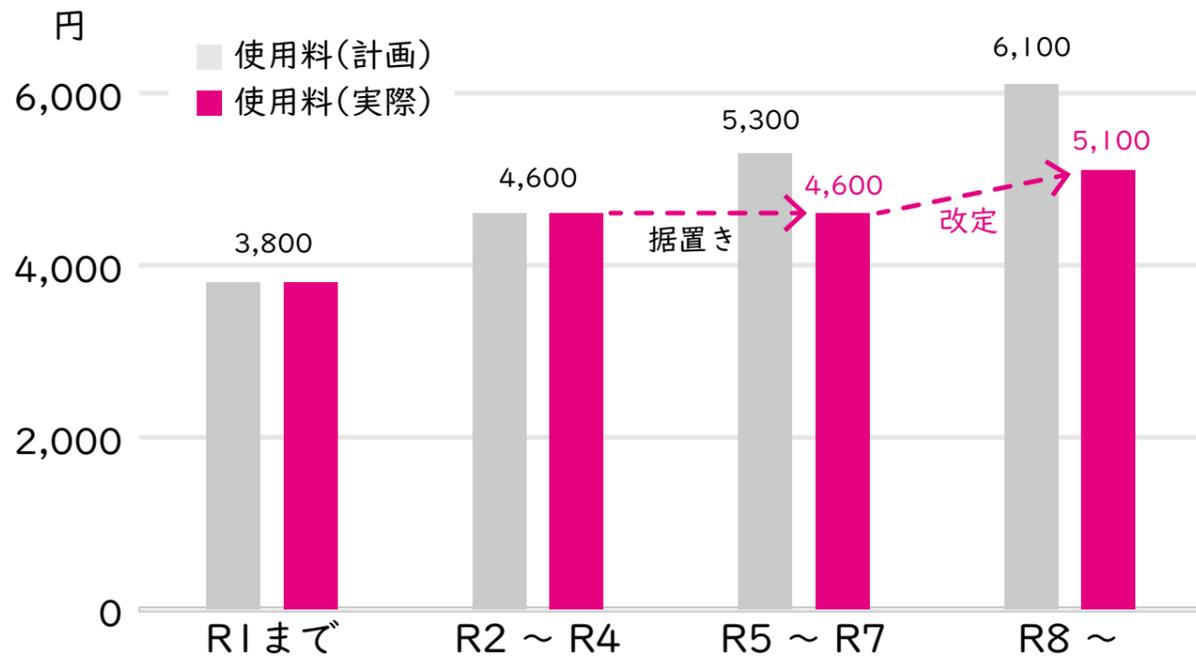
# 下水道使用料の改定

～令和8年4月利用分から下水道使用料を改定します～

問 上下水道課下水道係 (☎ 44-2136)

図 中期経営計画に基づく使用料改定と実際の使用料のイメージ

## 計画と実際の使用料の比較



※公共下水道、農業集落排水使用者で、月20m<sup>3</sup>使用の場合 (税抜き)

## 使用料改定内容

公共下水道・農業集落排水使用料 単価表 (税抜き)

使用区分	使用料単価 (円)	
	改定前	改定後
基本使用料	1,200	1,500
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	130
	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	210
	21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	240
	31m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>	280
	41m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	290
	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	320
	101m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup>	330
501m <sup>3</sup> ～	350	

1か月あたりの使用水量別比較表 (税抜き)

使用水量	月額使用料 (円)		増加額 (円)
	改定前	改定後	
6m <sup>3</sup>	1,980	2,340	360
12m <sup>3</sup>	2,920	3,340	420
20m <sup>3</sup>	4,600	5,100	500
25m <sup>3</sup>	5,800	6,350	550
30m <sup>3</sup>	7,000	7,600	600
35m <sup>3</sup>	8,400	9,150	750
40m <sup>3</sup>	9,800	10,700	900
100m <sup>3</sup>	28,700	31,400	2,700
250m <sup>3</sup>	78,200	85,400	7,200
500m <sup>3</sup>	160,700	175,400	14,700
1,000m <sup>3</sup>	335,700	365,400	29,700

※公共下水道、農業集落排水使用者の場合

浄化槽使用料金 (月額、税抜き)

使用区分	使用料 (円)	
	改定前	改定後
5人～10人槽	2,400	2,700

町は、公共用水域を保全し、快適な生活環境を整備するため、昭和61年から下水道施設の整備を行ってきました。この結果、町内に広く下水道管路や合併浄化槽が整備され、令和6年度末における汚水処理人口普及率は、94.9%と、県内市町村の中でも3番目に高い普及率となっています。

一方、物価高騰の状況下において、汚水処理施設の運転や維持管理経費の増加が見込まれます。また、人口減少や節水機器の普及等により、使用料収入は減少が見込まれ、経営環境は大変厳しい状況です。

安定的にサービスを提供していくため、令和8年4月利用分から下水道使用料を改定します。皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

### 使用料改定の計画

町は、下水道事業中期経営計画(令和2年度～11年度)を策定し、持続的・安

定的なサービス提供のため、段階的な使用料改定を計画していました。

計画では、令和2年度に20%、令和5年度及び令和8年度にそれぞれ15%の使用料改定を計画しており、その結果令和8年度には、月20m<sup>3</sup>使用する家庭(3人暮らし程度)の月額使用料金は、6,100円程度(税抜き)となる見込みでした。

### 令和5年度の使用料据置きと令和8年度の使用料改定

令和2年度の使用料改定以降、使用者拡大や経費縮減に向けた取組みにより、令和5年度の使用料改定は行わず、据置きとしてきたところ

です。

しかし、物価高騰に伴う汚水処理経費の増加が続いており、経営努力のみでは賄いきれない状況となっています。

こういった状況から、物価高騰により増加が見込まれる汚水処理経費について、使用料で賄っていくこととし、令和8年4月利用分から使用料を改定します。